

議第1号

国民皆歯科健診の実現を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年10月6日

提出者 全議員

徳島県議会議長 岡田理絵 殿

国民皆歯科健診の実現を求める意見書

現在、我が国では、法律で義務づけられた歯科健診として、母子保健法による1歳6か月児、3歳児に対する乳幼児歯科健診、学校保健安全法による小学校、中学校、高等学校の児童・生徒に対する学校歯科健診が行われ、この年代の全ての国民が歯科健診を受診している。

一方で、成人期においては、健康増進法に基づく40歳、50歳、60歳、70歳の者に対する歯周疾患検診、高齢者医療確保法に基づく後期高齢者歯科健診が行われているが、その受診率は極めて低いものとなっている。

現在では多くの研究により、歯の本数と全身の健康状態、歯周病と全身疾患との関係等についての科学的な根拠が明らかになっており、人生100年時代を迎える中で健康寿命を延ばすためには、「8020運動」の取組をさらに進めるなど、歯と口腔の健康維持が極めて重要である。そのためにはライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診機会を確保する必要がある。

本県議会においても、「笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例」を議員提案により制定し、県民の歯と口腔の健康づくりを推進しているところである。

こうした中、国においては、令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進を行うことが盛り込まれたところであり、生涯を通じて国民が定期的に歯科健診を受診し、健康寿命の延伸に向けた取組が進むことが期待される。

よって、国においては、次の事項について、各段の措置を講じるよう強く要望する。

- 1 早期に国民皆歯科健診実現に向けた法改正を行うこと。
- 2 国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させること。
- 3 国民皆歯科健診の実施に関しては、国において十分な財政措置を講ずること。
- 4 国民皆歯科健診の実現と合わせて、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のための総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
経 済 産 業 大 臣
内 閣 官 房 長 官
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣（経済財政政策）
協 力 要 望 先
県 選 出 国 会 議 員

議第2号

保育士・放課後児童支援員等の配置基準改善等を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年10月6日

提出者 全議員

徳島県議会議長 岡田理絵 殿

保育士・放課後児童支援員等の配置基準改善等を求める意見書

政府は「少子化は、我が国が直面する、最大の危機である」との認識の下で、次元の異なる少子化対策を進めるとしている。去る6月13日に閣議決定した「こども未来戦略方針」では今後3年間の集中的な取組みとして「加速化プラン」を策定しており、幼児教育・保育の質の向上として75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善が挙げられている。

現在の保育士の職員の配置基準は、1歳児で1967年から、4・5歳児では1948年の制定時から変わっておらず、3歳児においても加算措置にとどまっており、保育の現場から見直しを求める声があがっている。

また一方では、保育士の有効求人倍率は全職種平均と比べ高い水準となっているなど、保育人材の確保は遅れている。過去の厚生労働省職業安定局の調査では、保育士を希望しない理由として、「賃金が合わない」「責任の重さ・事故への不安」「休暇が少ない・休暇が取りにくい」等が多くの割合を占めている。子どもの最善の利益や保護者を支えることを最優先に考えて日々業務にあたっている保育士や放課後児童支援員等の処遇改善が進まず、人員不足で疲弊し、離職してしまっているのが現状である。

よって国におかれては、保育所・認定こども園や放課後児童クラブの魅力を高め、処遇や労働条件の改善を図るため、次の事項について、早急に措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 保育士・放課後児童支援員等の配置基準を改善すること。
- 2 保育士・放課後児童支援員等の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算措置をすること。
- 3 こども・子育て支援加速化プランの推進にあたっては、保育所・認定こども園や放課後児童クラブの運営に対し、公立・民間にかかわらず、十分な財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

財 務 大 臣

内 閣 官 房 長 官

内閣府特命担当大臣

(こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画)

こども家庭庁長官

協力要望先

県選出国會議員

議第3号

地域医療を担う医師の確保対策の充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年10月6日

提出者 全議員

徳島県議会議長 岡田理絵 殿

地域医療を担う医師の確保対策の充実を求める意見書

医療は、全ての人々の生活に欠くことのできないものであり、誰もが地域で必要な医療を平等に受けられることが必要である。

本県は、国が示した医師偏在指標において、医師多数県に位置づけられているが、県庁所在地を含む東部医療圏に約77.5%の医師が集中する地域間偏在や、また、産科・小児科・外科における医師不足など診療科偏在が顕著に現れている。

加えて、医師の高齢化も進行し、令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計によると、県内医師の平均年齢は53.3歳と全国で3番目に高い状況であり、医師多数県などと楽観視できる状況ではない。

このような中、県においては、地域医療を担う医師の確保・定着に向け、修学資金の貸与や、キャリア形成支援などに取り組んでいるが、依然として、県南部及び県西部においては、慢性的な医師不足が継続しており、今後においても医療提供体制の確保が一層困難になる恐れがある。

また、2024年4月より、医師の働き方改革がスタートし、勤務医に対する時間外労働の上限規制が適用されるが、医師が不足している地域においては、今後、十分な医師確保が図られなければ、持続可能な医療提供体制を確保していくことは極めて困難である。

よって、国においては、地域における医師の不足や地域間・診療科偏在の根本的な解消に向けた、実効性のある施策の実施を強く要請する。

- 1 限られた医療資源で対応する地方においては、幅広いニーズに対応できる総合的な診療能力を有する総合診療医の確保が必要であるため、国において、総合診療医の育成・確保に向けた必要な対策を講じること。
- 2 臨床研修制度について、地域の実情に配慮した研修体制の充実を図るなど、臨床研修医の都市部への集中を是正する抜本的な対策を速やかに行うとともに、専攻医制度に係るシーリングの算出にあたっては、機械的に行うことなく、地域の実態に配慮した実効性のある制度設計となるよう、日本専門医機構に強く働きかけること。
- 3 国の主導により、中学生から地域医療に対する関心を高めるための啓発を実施するとともに、地域医療を支える医師の確保に向けた具体的な施策に対し、十分な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
内 閣 官 房 長 官
協力要望先
県 選 出 国 会 議 員